

第5回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年9月17日（火） 午前10時～午前10時58分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員

（使用者代表委員）菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）栗村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議 事

（1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）

（2）特別小委員会における審議結果報告について

（3）特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）

（4）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

（5）特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

（6）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項（審議会の成立））。

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から佐々木委員、使用者代表委員から宗形委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項（議事録署名人の指名））。

（全ての議事を「公開審議」とした。）

（1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）

○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題（1）岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

8月28日の第4回本審で答申をいただきました岩手県最低賃金の改正決定について、同日付けで異議の申出公示を行ってありましたところ、締切日までの間に一般社団法人岩手県タクシー協会ほか6団体、計7団体

から異議申出書が提出されております。異議の申出がありますと、最低賃金法第12条に基づき最低賃金審議会に異議の申出について意見を求めることになっております。審議の結果、仮に内容が変更される答申となった場合は、再度15日間の異議申出期間を設けた公示を行うこととなりますので、10月27日の改正発効は変更されるということになります。

○丸山会長

ただいま事務局から異議の申出に関する手続の説明がありました。御了解いただけたかと思っておりますので、諮問をお受けしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

<諮問>

栗村局長が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問文を読み上げ、丸山会長に諮問文が手交された(最低賃金法第12条(地域別最低賃金の改正等))。

○丸山会長

それでは、事務局から異議の申出についての説明をお願いします。

○事務局

資料はNo.3から9までになります。ポイント部分を読み上げて説明いたします。

まず、資料No.3、一般社団法人岩手県タクシー協会は、岩手県でタクシー業を営むおよそ130社が加盟する事業団体で、従業員数は2,500人ほどになります。

異議の要旨は、「賃金の引き上げは、生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引上げが先行するものではない。新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、タクシー事業はかつて経験したことのない利用者の減少が起こり、国の雇用調整助成金、県のタクシー事業者運行支援交付金等を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続してきた。しかし、コロナ禍を契機に大きく減少した乗務員数は戻らず、運賃改定で増収を見込んでいた営業収入も利用者の減少からコロナ禍前に戻ることはなく、更に最近の燃料油価格の高騰など、県民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業の経営は非常に厳しい状況にある。特に多くの事業者は歩合給という賃金制度から営業収入の減少は、最低賃金割れを引き起こし、不足分を事業者が負担しなければならない状況にある。大幅な賃金引上げの結果、廃業が増加・拡大し、労働者の職場が消失することになれば最低賃金の改定を論ずる以前の問題であるとともに、最低賃金法第9条に規定する「通常の事業の支払能力」を

超えることは明らかであり、中小企業を廃業に追いやる政府の方針に強い憤りを禁じ得ない。地方のタクシー業界の極めて厳しい現状を理解いただき、地域の公共交通機関であるタクシー事業の維持・継続のため、異議の申し出をする。」とのことで、大幅な引上げに対する異議でございます。

次に、資料No.4、岩手県労働組合連合会は、200単組が加盟する労働組合で、民営組合は100単組、組合員は12,000人です。

異議の要旨は、「2024年度の岩手県の最低賃金額を1時間952円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求める。地域間格差の是正、あわせてランク制度の廃止、全国一律制度への移行を求める。景気浮揚・最賃引き上げにあたって、政府に対して有効な中小企業、小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めること。」とされ、その理由としては、労働者の生活実態からみて引上げ額が不十分なこと、地域間格差をさらに縮めることが必要、最低生計費に格差はないことなどが挙げられています。

次に、資料No.5、いわて非正規雇用労働者センターは、いわて労連傘下の非正規労働者を中心とした労働組合のグループで、8,000人が加入しております。

いわて非正規雇用労働者センターからの申出は、いわて労連と文面がほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略いたします。

次に、資料No.6、いわて生協労働組合は、いわて労連の単組の一つとなっており、1,800人が加入する労働組合です。

いわて生協労働組合からの申出は、いわて労連と文面がほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略いたします。

次に、資料No.7、岩手県農業協同組合労働組合は、いわて労連傘下の組織で、10の労働組合で530人が加入しております。

異議の要旨は、「岩手県最低賃金額を952円とする答申は不十分であり、さらなる引き上げに向けて再審議を強く求める。」とされ、その理由については、時給1,000円で働いても自立した生活ができない、食品や日用品など生活に欠かせないものの物価は上昇している、構造的な価格転嫁の実現や中小企業・小規模事業者への支援策の拡充の強化が必要、地域間格差の解消とともに全国一律制度の実現、政府も目指している1,500円への早期の到達、などが挙げられています。

次に、資料No.8、岩手県医療労働組合連合会は、6,000人が加入する労働組合で公立の医療機関で働く方を除けば3,200人が加入しております。

異議の要旨は、「コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止さ

れ、患者・利用者減による減収など、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えた、十分な補償制度もなく物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者の暮らしを直撃している中、目安額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考える。私たちの意見をふまえ、再審議を要望する。」とされ、その理由については、最低生計費資産調査に基づき、最低賃金額を月額24万円、時給1,500円に引き上げるべき、地域間格差の解消などが挙げられています。

次に、資料No.9、岩手県地域労働組合は、いわて労連の単組の一つとなっており、140人が加入する労働組合です。岩手県地域労働組合からの申出は、いわて労連と文面がほぼ同様の内容となっておりますので、説明を省略いたします。

以上、7団体からの申出となっております。

○丸山会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関して何か御質問おありでしょうか。よろしいですか。

(質問等はなかった。)

○丸山会長

それでは、審議に入りたいと思います。審議の進め方ですけれども、まず申出書について、労使双方から意見をお伺いしたいと思います。その後、意見交換を行いながら意見集約を図りたいと考えております。審議の進め方等について御意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見等はなかった。)

<審議：異議申出書に対する意見表明（労働者側）>

○丸山会長

それでは、まず労働者代表委員からお願いいたします。

○佐々木委員

労働者代表委員の佐々木です。まず、現在の岩手県最低賃金については全国で最も低い金額であり、今回改正される金額においても下位から2番目であり、依然下位にあり、地域間格差が残っていると認識はしております。また、現在の物価上昇の状況により生活はかなり厳しいというのは、それは間違いないとは思っているところではございます。そのような内容の異議申出については理解できるものと考えます。

しかしながら、岩手県最低賃金の改正に当たって、岩手地方最低賃金審議会において、それらの生計費、賃金については、私たち労働者代表委員と、使用者代表委員、公益代表委員とその認識を合わせ、しっかりと岩手

の経済を見越した中でこの最低賃金の審議に当たってきたということでございますので、これらの異議申出につきまして、私どもはこの岩手地方最低賃金審議会での審議結果を尊重するというを申し上げておきたいということでございます。

○丸山会長

それでは、使用者代表委員、よろしく願いいたします。

<審議：異議申出書に対する意見表明（使用者側）>

○藤田委員

使用者代表委員の藤田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

都合7件の異議申出書ということで、使用者側、経営者側からは岩手県タクシー協会から提出されているということでございます。

岩手県タクシー協会の申出の内容につきましては、今、事務局から要旨を説明していただきましたが、私どもの認識では全くそのとおりだと考えてございます。真摯に受け止めなければならないと考えてございます。きちんと最低賃金法の趣旨を御理解していただいて、その通常の事業の支払能力ということの視点からも業界の実情をきちんと説明している内容だと考えてございます。また、この申出ではタクシー業界の実情について御説明していただいておりますが、ほかの業界も同様の意見を持っていると私どもは捉えて考えてございます。

しかしながら、再度の審議を求めるということにつきましては、私ども基本的には審議の結論については到底納得できるものではございませんが、審議が真摯に行われて、慎重に審議されたこと、そして、最後は公益委員案を求めたという専門部会での審議経緯を踏まえ、最低賃金法11条、異議申出の条項の趣旨を勘案すれば、あえてまたここで再審議する必要性は乏しいのではないかと考えてございます。いろんな要素を踏まえて、真摯に議論した結果であり、先ほど言いましたが、納得はしてございませんが、結果は結果でございます。

使用者側としては、私どもは反対いたしました。それは審議を尽くした結果ということでございますので、適正な手続きにのっとり結論を出したということ踏まえれば、岩手県タクシー協会の意見についてはすごく同調いたしますが、最低賃金法11条の異議申出の趣旨からすれば、そして私どもの審議の経緯を踏まえれば、そこで異議申出を認めるまでには至らないのではないかと考えてございます。

○丸山会長

ありがとうございました。

それでは、どうぞほかの委員の方、さらに御意見があればお願いいたし

ます。よろしいですか。

(意見等はなかった。)

○丸山会長

それでは、会長の立場でも一言申し上げたいと思いますが、今、労使双方から御発言がありましたけれども、私も異議申出書の内容についてはそれぞれの現場の切実な声だということで尊重すべきものと考えております。ただし、これも労使双方からありましたけれども、そこで出されている意見の内容については、この審議会の審議に直接関わるような論点あるいは意見に関しては、専門部会あるいはこの審議会においてできるだけ審議を尽くして、この審議会等で既に考慮されておったものと受け止めております。

したがって、この間の審議の中身に瑕疵があったというようには考えておりませんので、原答申どおり決定することが適当であるというように考えております。よろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

<採決>

○丸山会長

それでは、「原答申どおりに決定することが適当であるか否かについて」採決を行います。

<採決結果>

挙手による採決が行われ、「原答申どおり決定することが適当である」ことに、賛成13名（公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名）で、原答申（8月28日答申）どおり決定することが適当であることが議決された。

○丸山会長

ありがとうございました。全会一致で原答申どおり決定することが適当であるというように議決をされました。

それでは、今回の審議結果を岩手労働局長に答申したいと思いますので、事務局は答申の準備をお願いします。

<答申>

丸山会長が、岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について答申文を読み上げ、局長に答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

○局長

ありがとうございます。

答申に基づき、速やかに法定手続きを進めてまいります。

○丸山会長 それでは、次の議題に移ります。議題の2、特別小委員会における……

すみません、どうぞ、藤田委員。

○藤田委員

次の議題に移る前に一言、労働局にどうか、事務局に要請というか、確認のメッセージを伝えさせていただきたいと思うのですが。

○丸山会長

お願いします。

○藤田委員

原答申の中での行政機関に対する要望事項につきましては非常に極めて重要な、いわゆる最低賃金の金額を決めるに当たって、私どもはセットとして考えてございますので、特に今年は岩手県への要望も入れてございますので、中小企業、小規模事業者への支援策の拡充強化、これにつきましては多大な御配慮を賜りますよう、そして岩手県に対してもしかるべき措置をするように要請等をお伝えさせていただきたいということをお願い申し上げます。

○丸山会長

行政機関に対する要望事項の重要性に関しては、公・労・使ともに一致しておったと思いますので、私からもぜひそのようにお願いしたいと思います。特に岩手県を含めてですね。

どうぞお願いします。

○事務局

はい、承ります。

○丸山会長

よろしいでしょうか。

(異議等はなかった。)

(2) 特別小委員会における審議結果報告について

(3) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(審議、採決及び答申)

○丸山会長

それでは、改めまして次の議題に移ります。議題の(2)特別小委員会における審議結果報告について及び(3)特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(審議、採決及び答申)を一括で審議いたします。初めに、特別小委員会の審議結果について、齋藤委員長から報告をお願いします。

<特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について>

○齋藤委員長

それでは、御報告いたします。

特別小委員会は、9月4日、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名が出席し、本審から付託された「5産業の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行ったものでございます。審議結果につきましては、写しを配付しておりますので、ポイント部分を読み上げ、説明とさせていただきます。事務局が代読いたします。

○事務局

代読します。

（事務局から、特別小委員会審議結果のポイント部分を読み上げられた。）

また、特別小委員会には、本日の審議資料No.2を資料として提出していますので、資料No.2「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果」について、概要を説明させていただきます。

（事務局から、基礎調査結果の概要が説明された。）

○丸山会長

ただいま齋藤委員長から特別小委員会の審議結果について、事務局の代読による報告がありました。特別小委員会委員の皆様には審議を尽くしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、特別小委員会の審議結果について、委員の皆様から御質問あるいは御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

どうぞ、瀬川委員。

○瀬川委員

瀬川でございます。今説明のあった特別小委員会の審議結果報告の6ページの中段のところに「使用者側からは」という記載があって、ここに関しては私が発言したところであります。「ショッピングセンターにヒアリングを行ったところ」というところにちょっと追加記載をお願いしたいのですが、使用者側からは「大手スーパーと同一の建物内で営業している協同組合運営のショッピングセンターに」と書き足しをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○丸山会長

事務局よろしいですか。

○事務局

はい、承知しました。

○丸山会長

それでは、そのように修正をしたいと思います。

ほかに御質問あるいは御意見あればお願いいたします。

どうぞ、佐々木委員。

○佐々木委員

労働者代表委員の佐々木です。今日は山田委員が欠席ですので山田委員に代わって意見を申し上げます。残念ながら「百貨店、総合スーパー」が6年連続で必要性なしという結果でございます。とはいいつつも、結果は結果ではありますが、ここに至るまでの経緯も含めた中で、しっかりと議論はしてきたということでございます。ただ、本当に必要性がないのかというのには、まだ私どもとしては納得はしていないというところもございますが、最終的に結審というか、結論が出てしまったということでございますので、それはいたし方ないということでございます。

ただ、私どもが言いたいのは労働協約ケースでの申出であり、適用労働者の約7割の賛同が得られているということが大きな意味があるということでございますので、今後しっかりとその辺も踏まえた中で必要性があるというほうにしっかりと議論が尽くされればいいかなと思っておりますので、その辺は私どもとしては今回の労働者代表委員としての意見は述べさせていただきたいということでございます。

○丸山会長

ありがとうございました。小委員会のほうでも議論があったところですが、改めて労働者側としての意見と受け止めさせていただきます。

使用者代表委員は特によろしいでしょうか。

(意見等はなかった。)

○丸山会長

それでは、よろしいですか、ほかに。

(意見等はなかった。)

○丸山会長

それでは、質問、意見等出尽くしたと思いますので、岩手地方最低賃金審議会としての意見を取りまとめたいと思います。最初に申し上げておきますが、特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無については、必要性有りとする場合は全会一致の議決が原則とされています。全会一致とならなかった場合は、全会一致に至らなかったもので、必要性有りとすることはできなかった旨、岩手労働局長に答申することになります。よろしいですね。

(異議等はなかった。)

○丸山会長

それでは、各申出産業の改正決定の必要性の有無について、労使の委員の判断を挙手により確認をいたしたいと思います。特別小委員会の結果を

踏まえて、労働者代表委員と使用者代表委員は挙手をお願いしたいと思います。

〈採決結果〉

「鉄鋼業・金属線製品、その他の金属製品製造業」については、全会一致で必要性有りとして議決された。

「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」については、全会一致で必要性有りとして議決された。

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、全会一致で必要性有りとして議決された。

「百貨店、総合スーパー」については、労働者代表委員全員賛成、使用者代表委員全員反対で、必要性有りとする事はできないとして議決された。

「自動車小売業」については、全会一致で必要性有りとして議決された。

○丸山会長

以上の結果を岩手労働局長に答申したいと思っております。

事務局は答申の準備をお願いします。

〈答申〉

丸山会長が、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について答申文を読み上げ、局長に答申文が手交された（最低賃金法第12条（地域別最低賃金の改正等））。

（4）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

○丸山会長

それでは、議題の（4）特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

ただいま改正決定の必要性有りとして答申をいただきました産業について、特定（産業別）最低賃金の改正決定について、岩手地方最低賃金審議会に諮問させていただきたいと思っております。

○丸山会長

諮問をお受けいたします。

〈諮問〉

局長が、岩手地方最低賃金審議会から改正決定の必要性有りとして答申された4産業の特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問文を読み上げ、丸山会長に諮問文が手交された（最低賃金法第15条2項（特定最低賃金の決定等））。

○丸山会長

岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から、「岩手県特定（産業別）

最低賃金の改正決定について」諮問をお受けしたことを確認します。よろしいですね。

(意見等はなかった。)

(5) 特定(産業別)最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは、議題の(5)特定(産業別)最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦についてに入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1つ目は、専門部会の設置についてです。最低賃金法第25条2項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と定められております。また、最低賃金審議会令第6条1項で、「審議会に置かれる専門部会の委員の数は9人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各3人の合計9人で構成しております。

専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で、「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っております。今年度の推薦公示締切日は、10月4日(金)を予定しており、辞令は10月10日頃には口座振込依頼書、マイナンバー確認様式、日程調整表などと一緒に郵送させていただき予定としたいと考えております。

2つ目は、第1回専門部会についてです。例年どおり、第1回専門部会は合同専門部会として10月16日(水)午前10時から開催したいと考えております。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の了承を得たいと思います。

また、3つ目、参考人意見聴取についてです。参考人意見聴取も、専門部会委員候補者の推薦公示と同様に、諮問を受けると同時に意見聴取公示を行います。意見提出の締切日は、10月10日(木)を予定しております。

参考人意見聴取は、例年、労使双方、各1名から提出された意見書を事務局が第2回専門部会で読み上げる形で実施しております。

今年度も同様の形で実施し、意見書の書式には「時給に換算して、〇〇〇円未満の労働者が占める割合」の記載項目がございますが、ここの金額を改正後の岩手県最低賃金額に修正いたします。

このことについて、岩手地方最低賃金審議会の了承を得たいと思います。

○丸山会長

ありがとうございました。

事務局から、まず、「専門部会の設置」についての説明がありましたが、これは法令で定められていることでもありますので、改めて審議するものではありません。事務局は、本審議会終了後、速やかに専門部会委員の推薦公示手続をお願いします。

次に、第1回の専門部会を例年どおり合同専門部会とすること、そして、参考人意見聴取を労使双方各1名とし、意見書を事務局が読み上げる形で実施をするということ、そして、意見書の記載項目について、岩手地方最低賃金審議会の承認を事務局が求めておりますが、これについて了承してよろしいでしょうか。何か御意見等あればお願いします。よろしいですね。（意見等はなかった。）

<合同専門部会について>

事務局の提案が承認された。

<参考人意見聴取について>

事務局の提案が承認された。

(6) その他

○丸山会長

次に、議題（6）その他に入ります。事務局で用意している議題があればお願いします。

○事務局

今後の審議日程についてです。

特定最賃の合同専門部会は10月16日（水）午前10時から開催予定であることは、ただいま御説明したとおりです。その後の本審の日程について御説明いたします。

資料No.10を御覧ください。第6回本審を11月22日（金）午前10時に開催したいと考えております。第6回本審において、特定（産業別）最低賃金の改正決定の答申をいただき、即日異議申出公示を行い、異議申出期限が12月9日となりますので、12月10日（火）午後1時30分から第7回本審を開催したいと考えております。資料No.10の右側の日時が赤字で記載されている部分を追記させていただいております。御確認をお願いします。

なお、異議の申出があれば速やかにお知らせいたします。異議申出期限が12月9日ですので、12月9日（月）の閉庁時間までに異議申出が確認できなかった場合、閉庁時間から午後6時頃までの間に電話等により、異議申出はなく審議会は開催しない旨の御連絡をさせていただきます。

また、特定最賃の専門部会は、特定最賃委員の日程を把握した上で、10月16日の合同専門部会以降、11月22日の第6回本審までの間に開

催したいと考えております。

先ほど提案した審議日程で日程が組めると特定最賃の発効日は、異議申出がない場合は令和7年1月22日、異議申出があり、翌日の午後に審議会を開催した場合は令和7年1月23日となる予定です。

なお、審議の進行状況等により各日程の変更の必要が生じる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

○丸山会長

ただいまの事務局の説明について御質問等ある委員の方は御発言をお願いします。よろしいですね。

(意見等はなかった。)

特になければ、これで議事を終了し、進行は事務局にお返しいたします。